インドネシア法整備支援第13回本邦研修

国際協力部教官 下 道 良 太

第1 はじめに

2020年1月27日から同年2月7日にかけて¹,インドネシアの裁判官を日本に招き,裁判官を対象とする知的財産法に関する研修を行う講師を養成することを目的として,講師に必要な知見を提供することなどを内容とする「インドネシア法整備支援第13回本邦研修」(以下「本研修」という。)を実施した。本稿では本研修の内容について紹介する。

第2 本研修の背景

インドネシアでは、2015年12月から5年間の予定で、インドネシア最高裁判所(以下「最高裁」という。)、法務人権省法規総局及び同省知的財産総局を実施機関として、知財保護制度の強化及び知財法令を中心とする法的整合性を確保するための手続整備を目的とするJICAの「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」(以下「本プロジェクト」という。)が実施されており、JICAから長期派遣専門家が現地に派遣されている²。国際協力部は、現地セミナーに参加したり、本邦研修を企画、運営するなどして、本プロジェクトを支援している。

最高裁は、本プロジェクトにおいて、知財に係る事件処理の予見性の向上を目指し、長期派遣専門家と協力して、裁判官に対して知財法に関する研修を行う講師の養成、商標法のガイドブック(条文、主文例、裁判例等を紹介する執務参考資料)の作成、知財事件の判決集 3 の作成などの活動を行っている。この活動の一環として、2018年2月及び2019年1月に上記の講師の養成を目的とする本邦研修が実施されたところ、これらの研修の参加者が実際にインドネシアにおいて裁判官を対象とする研修の講師を務めており、講師養成を目的とする活動は一定の成果を上げている。もっとも、上記の本邦研修においては、著作権法に関しては余り時間を割いておらず 4 、インドネシア側からは本邦研修において著作権法を扱ってほしいとの要望が出されていた。また、2019年7月から8月にかけて商標法に特化した本邦研修が実施されたところ 5 、同研修で得た知見も踏まえて商標法ガイドブックの作成作業が進められている上、インドネシアの知財関連訴訟では商標の事件が大きな割合を占めていることも考慮すれば、次の本邦研修においても日本側から商標法の知見を提供する必要性は高かった。

そこで、本研修では、上記のとおり過去の本邦研修では扱われる機会の乏しかった著作権法をメインテーマに据え、同法について、裁判官を対象とする研修に携わる講師として

¹ 移動日を含まない。

²元国際協力部教官である検事2名(うち1名は前職が裁判官)及び特許庁職員1名が派遣されている。

³ 2018 年 11 月に第 1 集が完成し、現在第 2 集の作成が進められている。

^{4 2018}年2月に実施された第7回本邦研修において,林いづみ弁護士が半日間の講義を行ったのみであった。

⁵ この本邦研修の内容については、ICD NEWS81 号 141 頁以降の拙稿を参照されたい。

必要な知見を提供することを目的とした。また、インドネシアの知財実務において大きな 比重を占めている商標法についても、同様に講師として必要な知見の提供を目的とすると ともに、ガイドブックの作成に生かせるような情報の共有を目指すこととした。

以上に加えて、インドネシアの裁判実務において、先例⁶との整合性が裁判官の間でどのように意識されているかについて把握することが今後のプロジェクトの活動において有意義であると思われるから、インドネシアの裁判実務において先例が果たしている役割について把握するとともに、日本の裁判実務において先例が有する意義について説明するプログラムも設けた。

本研修の参加者は、インドネシアの司法研修所、高等裁判所及び地方裁判所⁷所属の裁判官並びに最高裁のアシスタント(裁判官)である。司法研修所については、2019年11月に教育研修部長が交代したところ、本研修には新任の部長であるバンバン・ヘリー・ムルヨノ氏が参加され、インドネシアにおける研修の実情等について紹介していただいた。研修参加者については、別添1の研修参加者名簿を参照されたい。また、同年10月に現地に赴任した細井直彰長期派遣専門家も本研修に帯同した。

本研修の日程については、別添2の日程表を参照されたい。

第3 研修の内容

- 1 講義,発表,意見交換
 - (1) 講義「日本の知的財産制度の概要」では、当職が、特許法、商標法、意匠法、著作権法、 不正競争防止法等の日本における知財法の概要や、知財が侵害された場合の救済方法や 手続の概要、知財事件の特別な管轄、知財事件の統計などについて講義を行った。研修 参加者からは、インドネシアの制度との異同について質問やコメントが出された。
 - (2) 発表・意見交換「インドネシアにおける著作権関連事件の状況」及び「インドネシアにおける先例拘束性について」では、インドネシアにおける著作権制度及び先例の位置付けという二つのテーマについて、研修参加者の代表がそれぞれの現状につき発表を行った後、東京大学先端科学技術研究センターの玉井克哉教授®をモデレーターとして、日本とインドネシアの制度の異同等について意見交換を行った。
 - ア スリティ・ヘスティ・アスティティ氏が著作権制度についての発表を担当した。おおむね日本の著作権制度と共通する部分が多かったが、インドネシアに特徴的なものとして、「公表」及び「複製」並びにこれらを許諾することが財産権の主たる内容と考えられており、この二つの行為が日本の著作権法では各支分権の内容として規定されている侵害行為をカバーしている点、国民的な文化資産については国が著作権を有

⁶ ここでいう「先例」とは、同種事案について先行して出されている裁判所の判断を想定している。

⁷ インドネシアでは、営業秘密と種苗法を除く知財に関する民事事件の第一審は、特別法廷である「商事裁判所」で扱われ、これは中央ジャカルタ、スラバヤ、スマラン、メダン及びマカッサルの各地方裁判所に設けられており、本研修にはこれらの全ての裁判所から裁判官が参加した。これら以外の地方裁判所においても、知財に関する刑事事件は扱われている。

^{*} 本プロジェクトの裁判所支援アドバイザリーグループ委員

するとされている点,私的使用の目的で複製できる著作物の数量が1部と具体的に限定されている点⁹,商事裁判所では著作権に係る事件は受理から90日以内に判決をすることが求められている点などが特徴的であった。著作権に関する事件の判決も紹介され,著作権管理団体の原告適格が肯定された事件と否定された事件,「放送権」が著作隣接権として認められた事件,著作権に基づく請求と商標権に基づく請求を併合している訴えが「訴え不明瞭」との理由で却下された事件などが扱われた。

発表後の意見交換では、インターネットにおいて無断で著作物を配信する行為がいかなる侵害に当たるか(日本では一支分権の内容である「公衆送信」に該当、インドネシアでは財産権の一内容である「複製」に該当)、著作権侵害行為が親告罪か否か(日本ではTPP交渉の経緯から一部が非親告罪に、インドネシアではかつて非親告罪であったが現在は親告罪に¹⁰)、著作権と他の知財権(意匠権、商標権等)との関係、権利制限につきフェアユースのような一般的な規定を設けるべきか詳細な個別規定を設けるべきかといった点について議論がされた。

イ マルスーディン・ナインゴラン氏が先例の位置付けについての発表を担当した。インドネシアでは、先例の位置付けについて定める法令はないが、2008年に「判例による法の形成についての指針」が定められ¹¹、「重要判決(画期的判断)」及び「判例」が定義されたが、いずれも法的安定性を確保するという目的を有している。「重要判決」であるための基準として、①確定判決であること、②新しい法の発見であること、③変化する社会の問題点に応えていること、④法発展の方向性を反映していること、⑤初めて下される判断でまだこれに従う他の裁判官がいないこと、⑥その後繰り返し継続して参照され確信されるようになると他の裁判官が従うようになることが挙げられた。他方、「判例」であるための基準としては、上記の①ないし④に加えて、⑦継続的に繰り返し他の裁判官が従っていることが挙げられた¹²。また、インドネシアの裁判官の間で判例は「法源」の一つと理解されており、同種の事件での法規範として判断理由に掲げられるとのことであった¹³。その他、相反する二つの最高裁判決がある場合にいずれに従うかについての基準 ¹⁴、一定の学説 ¹⁵ も「法源」とされていること、「永久的判例(確定的判例)」は印刷媒体や最高裁のウェブサイトで公開されていること、新しい判断を示した判決の内容が立法化された例 ¹⁶ などが説明された。

意見交換では、日本において判例によって法規範が形成された例(パブリシティ権

⁹ インドネシア著作権法 (2014年法律第28号) 46条(1)

¹⁰ インドネシア著作権法 120条

[&]quot;最高裁とEUが協力して作成したとのことである。

¹² そうすると、①ないし④を満たすある事項についての初めての判断が「重要判決」であり、これに対し他の裁判官が繰り返し追従するようになると「判例」に昇華すると整理できそうであるが、この点については確認していない。

¹³ もっとも、後に述べるとおり法規範としての果たす機能の程度は高くないようである。

¹⁴ 公正の原則、法的安定性の原則及び有用性の原則に従って判断するとのことである。

¹⁵ 著名な法学者の見解で教科書に掲載されている学説等が例として挙げられた。

¹⁶ 悪意によって登録されたことが明らかな商標に対する登録無効の訴えは期間制限に服さないこと、商標の類否の判断基準、商品の類否の判断基準

等),英米法と大陸法における判例の位置付けの違い,インドネシアでは最高裁裁判官の会議で法令の解釈の統一が図られているのに対し日本では最高裁判例の変更は最高裁裁判官全員によって構成される大法廷で行われること,学者の意見がどのように判決に反映されるか(日本では意見書として提出されるが判決に直接引用されることは少ない,インドネシアでは「法源」の一つ)といった点について議論がされた。



【研修参加者による発表の様子】

(3) 講義「著作権法の概要」では、桜坂法律事務所の林いづみ弁護士 17 が、日本の著作権 法の基本的な仕組み、著作権侵害訴訟のポイント、民事・刑事・水際救済措置とその他 の実務などについて講義を行った後、インターネット上の著作権侵害をテーマに事例検 討を行った。

講義では、研修参加者から、著作者人格権の一身専属性(相続、譲渡がされないこと)、映画の著作権と脚本の著作権との関係、椅子のデザイン等の三次元のものを著作権で保護することの可否、権利制限規定としての「引用」が認められる基準 ¹⁸、インターネット上の著作権侵害への措置として当該ウェブサイトをブロックすることの当否 ¹⁹、仮処分制度の利用頻度などについて、質問ないしコメントが出された。

事例検討では、研修参加者から活発な意見が述べられ、類似性について判断する設問では研修参加者の間で意見が分かれたが、いずれの意見についても説得的な理由が述べられていた。

(4) 意見交換「商標法の論点」では、細井長期派遣専門家が、本プロジェクトで作成している商標法のガイドブックの概要について紹介し、どのような内容を盛り込むべきか、

¹⁷ 本プロジェクトの裁判所支援アドバイザリーグループ委員

¹⁸ インドネシア著作権法においても、権利制限規定として引用が定められている(44条(1))。

¹⁹ インドネシア著作権法では、インターネット上の著作権侵害について、情報通信技術分野の所管大臣が 当該ウェブサイトをブロックする措置について定めている (55 条, 56 条)。

どのような資料として位置付けるべきかなどといった点について、研修参加者との間で意見交換を行った。研修参加者からは、一定の解釈が確立していない部分については議論の状況を紹介するべきであること、何らかの拘束力を持つものではなく一定の指針として活用すべきであること、商標権の種類・内容、商標権の侵害となる行為、類否等の判断手法、損害額の算定方法等を盛り込んでほしいこと、管轄や訴訟費用等の手続的な事項も掲載すべきであることなどの意見が出された。また、ガイドブックの資料としての位置付けについては、インドネシアではこの種の執務参考資料は、最高裁長官の決定を得ることによって一般的に裁判官に用いられる資料になるとの情報が提供された。

その後、テーマを商標に限定せず、それまでの講義等を踏まえて疑問に思っている点について質問を受け付けた。研修参加者からは、日本の民事訴訟制度に対して関心が集中し、日本における訴訟の審理期間について定める規定の有無、一つの訴訟で複数の法律に基づく請求を併合することの可否²⁰、複数の請求が併合された場合の裁判所の判断方法(判断の順序、全ての請求につき判断する必要があるか等)、著作権侵害における訴訟物の個数(各支分権ごとに請求権が発生するのか)などについて質問が出された。加えて、当日午後に実施される東京地方裁判所の法廷傍聴の予習として、日本の民事訴訟における法廷の配置について説明した。

(5) 講義「著作権法の論点」では、慶應義塾大学大学院法務研究科の小泉直樹教授が、二次創作及びパロディをテーマとして、日本の現状、著作権や著作者人格権との関係、関連する判例、実務の対応や立法的検討などについて講義を行った。研修参加者からは、インドネシアでもパロディ自体は見られるが権利者がパロディに対して権利主張をすることはまれであること、政治的風刺を目的とするパロディは許容されるべきと考えられていることといった実情が紹介された。また、講義で紹介されたパロディに関する日本の最高裁判決であるモンタージュ事件²¹の結論について意見が述べられ、他人の著作物を利用することが引用として許容される数値的な基準、米国の「風と共に去りぬ」に関する著作権侵害事件が仮に日本で問題となった場合にどのような判断になるかなどについて質問が出された。

続いて、講義・意見交換「著作権法の講義の準備・手法」では、小泉教授が、日本の大学や米国のロースクールにおける著作権法の講義手法を紹介し、両手法のメリット及びデメリットについて説明した後、実際に事例を用いて事例検討方式による講義を実践しながら、日本とインドネシアの講義形式の異同等について意見交換を行った。研修参加者からは、インドネシアの司法研修所の研修では理論に関する講義が占める割合は3割ないし4割であり残りの主要な部分は事例検討であること、eラーニングにも力を入れていること、本研修の講義で学んだ濾過テストや二段階テストといった実務的な手法は著作権法の講義に取り入れるべきであることなどの意見が述べられた。

²⁰ 前記の発表で紹介された裁判例のとおり、インドネシアでは、異なる法律(著作権法と意匠法など)に基づく請求を併合した訴えを提起すると、「訴えが不明瞭」との理由で却下されるそうである。

²¹ 最高裁 1980 年 3 月 28 日第三小法廷判決

また、小泉教授が講義で用意した事例についても、著作物性に焦点を当てた事例は研修に用いるものとして適切であること、間接侵害を論点とする事例はいろいろなアレンジを加えられるので使い勝手が良いことなど好意的な意見が述べられた。



【小泉教授による講義の様子】

- (6) 講義「日本の裁判における先例の意義」では、当職が、日本における先例の位置付け、判決中の「主論」と「傍論」の区別、先例の公開方法や調査方法、先例を参照する際の注意点などについて、自らの裁判官としての経験も踏まえて講義を行った。研修参加者からは、上級審が下級審の判決を取り消した場合の同判決の帰趨、最高裁判所民事判例集・刑事判例集のアップデートの間隔、再審の回数制限の有無などについて質問が出された。
- (7) 発表・意見交換「研修の振り返り等」では、研修参加者を代表してスリティ・ヘスティ・アスティティ氏が、日本とインドネシアの法令や制度の共通点及び相違点について紹介する形式で、本研修を振り返る内容の発表を行った後、本研修でテーマとなっている事項全般について意見交換を行った。

同氏の発表は、その時点での研修内容につき簡潔に要点を絞ってまとめたものであり、内容もおおむね講義等を適切に理解したものであって、研修に対して熱心に取り組んでいることがうかがわれた。

意見交換では、多岐にわたる事項について議論がされたが、その中では、インドネシアでは判例が「法源」とされているが、コモンローの国々における判例の位置付けとは異なり、飽くまで判決を説得的なものにするための裏付けとして用いられているにすぎないこと²²、インドネシアでは学説も「法源」の一つであり、法規範を形成する根

²² 後の総括質疑の際にも、研修参加者からは、インドネシアにおいては、判例が後の裁判官の判断に対して与える影響力は日本よりも弱いのではないかという趣旨の意見が出された。

拠となり得るが、どの学説を選択するかは各裁判官の裁量に委ねられていること、インドネシアでは民事訴訟の一般的な規定で審理開始時に調停を促す義務が定められているが、「特別法」に当たる各知財法においてはそのような義務が定められていないため、結局知財事件では審理開始後の調停は行われていないことなどが印象的であった。また、インドネシアの著作権法では応用美術も著作物として保護される旨が明記されていることから²³、意匠法による保護との重複について問題提起したが、明確な回答を得ることはできなかった。

(8) 講義「商標法の概要」では、ユアサハラ法律特許事務所の飯村敏明弁護士²⁴が、商標の類否判断を中心に日本の商標法の概要について講義を行った。商標の類否判断については、実際の訴訟で問題となった多数の事例が用意され、研修参加者の意見を聴いた後に講師が解説を行った。研修参加者は、各事例について積極的に自らの意見を述べていた。また、飯村弁護士の解説は豊富な実務経験を踏まえた大変示唆に富むものであり、研修参加者は熱心に聞き入っていた。

研修参加者からは、商標の類否判断につき言語の専門家や当該分野の事業の専門家の 意見を聴くことがあるか、問題となっている商標が商品に付されている位置によって 考慮すべき要素が左右されるか、訴訟における商標法に基づく請求と不正競争防止法 に基づく請求の使い分けなどについて質問が出された。

(9) 講義「日本の著作権関連事件の主要な判例・裁判例について」では、知的財産高等裁判所の國分隆文判事²⁵が、著作物性、複製・翻案の定義、職務著作の要件である「法人等の業務に従事する者」(著作権法15条1項)の意義、侵害行為の主体といった著作権の論点ごとに、ポイントとなる最高裁判例を紹介した後、これがその後の下級審判決に与えた影響について解説した。

本研修では、主たるテーマとして著作権を扱ったが、いわば「サブテーマ」として先例の意義についても取り上げ、これらについてそれぞれ講義等を重ねた後、最後に國分判事が両テーマを融合した内容の講義を行うという構成をとっていた。したがって、この講義は本研修の集大成的な意味を持つものであったところ、研修参加者からは大変好評であった。研修参加者は、下級審判決中に現れた最高裁判決の解釈手法について、賛成の意見を述べることもあれば疑問を呈することもあった。研修参加者は、下級審判決の推移を検討することで、日本の最高裁判決が「事実上の拘束力」を有することの意義が明確となり、かつ、判例の射程を意識しつつ当該事件に固有の事情を考慮する必要があることが分かったとの感想を述べていた。

²³ インドネシア著作権法 40条 (1)g

²⁴ 元知的財産高等裁判所所長であり、本プロジェクトの裁判所支援アドバイザリーグループ委員

²⁵ 本プロジェクトの裁判所支援アドバイザリーグループ委員(当時),現東京地方裁判所判事



【國分判事による講義の様子】

2 訪問

(1) 一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)を訪問し、次の内容の説明をして いただいた。

まず、同協会総務本部国際担当の渡辺聡氏が、同協会の業務内容の概要について説 明を行った。前記の発表内容にあったとおり、インドネシアでは著作権管理団体の原 告適格が争点となった最高裁判決が出ていることから,研修参加者は権利者と同協会 との間の権利関係について関心を有しており、この点について質問が出された。また、 音楽の利用状況を把握する方法, ライセンス契約の締結に応じない業者に対する措置, 徴収したライセンス料を権利者に分配する方法などについても質問が出された。

次に、同協会企画部の江頭あがさ主査が、同協会の業務と密接な関連性を有するカ ラオケに関する二つの判決(いわゆる「カラオケ法理」を採用した最高裁判決²⁶とカラ オケリース業者の契約締結確認義務違反を理由とする差止請求を認めた地裁判決 27) に ついて説明を行った。研修参加者からは、これらの判決がカラオケ装置の利用者に与 えた影響について質問が出されたほか. 間接的な侵害行為に対する損害額の算定方法. 強制執行の方法、刑事処罰まで求めるかどうかといった実務的な問題について質問が 出された。

(2) 経済産業省を訪問し、同省製造産業局模倣品対策室の宮川数正室長補佐に模倣品問題・ 海賊版問題の現状と同室の業務内容について、同省商務情報政策局コンテンツ産業課の 田中信明課長補佐に海賊版対策に関する取組状況について、それぞれ説明をしていただ いた。研修参加者からは、インドネシアにおいて非純正の自動車部品が堂々と売られて

²⁶ 最高裁 1988 年 3 月 15 日第三小法廷判決

²⁷ 大阪地裁 2003 年 2 月 13 日判決

いる理由は何か, 販売開始から時間が経過して模倣品が発見されることはあるかといった内容の質問が出された。

(3) 東京地方裁判所を訪問し、著作権侵害事件の判決言渡し及び商標権侵害事件の第1回 口頭弁論を傍聴した後、同裁判所民事第40部(知的財産権専門部)の裁判官に次の内 容の説明をしていただいた。

まず,同部の佐藤達文部総括判事が,同裁判所知的財産権部の概要,知財事件の特別な管轄等について説明を行った。研修参加者からは,裁判所調査官が裁判官の判断に与える影響の程度,裁判所調査官や専門委員の期日における立会いの有無,裁判所が訴訟前の当事者間の交渉状況を把握する必要性,知財事件における証拠の種類や提出方法などについて質問が出された。

次に、同部の三井大有裁判官が、複製及び翻案について最高裁判例の考え方を紹介した後²⁸、実際の事例(シャツのイラストが著作権侵害に当たるかが争点)を用いて、様々なバリエーションのイラストがそれぞれ複製に当たるか、翻案に当たるか、非侵害であるかについて、事例検討を行い、研修参加者は積極的に自らの意見を述べていた。研修参加者からは、原著作物から色だけを変えた場合にそれが二次的著作物と認められることはあるか、著作権侵害の判断手法である濾過テストと二段階テストが生まれた経緯、著作物における類似性と商標における類似性の判断方法の違いなどについて質問が出された。

上記の各説明の後、同部の裁判官室、書記官室及び裁判所調査官室を見学した。

(4) 警視庁を訪問し、同庁生活安全部生活経済課の木島秀樹警部に、商標法違反事件及び著作権法違反事件の検挙状況、日本で保護されている知財権の内容、日本における知財に関する刑事事件の主な類型、同事件の捜査の手順・方法、同事件の処分状況、同事件に関する捜査の問題点などについて説明をしていただいた。この訪問は、本研修の中では唯一刑事手続に特化したプログラムであったところ、研修参加者は知財に関する刑事手続についても高い関心を有していたようであり、サイバーパトロールの技能を向上させるための研修、サイバーパトロールで侵害品を見分ける方法、電磁的証拠の押収方法、インターネットサービスプロバイダから情報を得るための令状の要否、令状を請求するに当たって提出する資料、捜査の時間的制限、権利者に対して処罰意思を確認する必要性、税関に保管してある侵害品の押収方法などについて多数の質問が出された。

3 総括質疑・意見交換・評価会

研修最終日に行われた総括質疑・意見交換・評価会では、インドネシアと日本の著作権制度については、権利の規定の仕方に異なる部分はあるが、著作権がカバーする範囲自体には余り差異がないのではないかということが確認された。また、先例の位置付けについて、研修参加者からは、日本の裁判官は判例に従おうとする意識が強く、このことが判決内容のばらつきの少なさに帰結しているのではないか、反対にインドネシアの

²⁸ 江差追分事件(最高裁2001年6月28日第一小法廷判決)の判断手法が紹介された。

裁判官はそのような意識が低いので、裁判官の間で判断にばらつきが出てしまうのでは ないかとの意見が出された。

本研修のプログラムについては、双方向形式を意識したものが多かったこと、各講義において事例が多数用いられていたこと、初日に日本の知財制度の概要についての説明があり導入の役割を果たしたこと、刑事手続も取り上げられていたこと²⁹、様々な職種やバックグラウンドを有する講師の話を聞けたこと、先例の意義について学ぶ機会があったことなどについて好意的な意見が出された。また、バンバン・ヘリー・ムルヨノ司法研修所教育研修部長は、本研修の参加者の中から今後インドネシアでの研修の講師をお願いする予定であると述べた。他方で、権利の譲渡やライセンスについての講義、電磁的証拠についての講義、検察官を講師とする講義を設けてもらいたかった、訪問先ではもっと施設を見学したかったなどの要望も出されたので、今後の本邦研修を企画するに当たってはこれらをできるだけ反映したい。

第4 おわりに

本研修では、裁判官を対象とする知財法に関する研修を担当する講師を養成することを目的としていたところ、著作権法や商標法などの法令の内容や知財に係る制度について日本側の知見を提供することにより、研修参加者において講師に必要な知見の向上を達成することはできたものと思われる。他方で、効果的な研修を行うには、法令や制度の知識のみならず、講義手法の向上や教材の充実も不可欠である。本研修では、小泉教授に著作権法の講義の手法等について講義を行っていただいたが、今後の本邦研修においても、研修の効果に直結するアウトプットの部分に着目したものとしてどのようなプログラムが考えられるか、引き続き検討したい。今後、本研修の参加者の中から一人でも多くの方がインドネシアにおいて研修の講師を担当することを期待している30。

商標法ガイドブックの作成との関係では、掲載すべき内容やガイドブック自体の位置付けについて、実務の現場にいる裁判官から意見を聴くことができたのは大変有意義であったといえる。今後の本邦研修においても、プロジェクトの活動内容について研修参加者に意見を聴く機会を設けたい。

先例の位置付けについては、インドネシアにおいて「重要判決」や「判例」を定義する指針が作成されて先例が制度化されているにもかかわらず、裁判官の間では先例に従う意識が乏しいことが分かり、このことが裁判官の判断内容にばらつきが生ずる一因になっているのではないかとの意見が研修参加者から出された。このことは、知財に係る事件処理の予見性の向上を目的の一つとする本プロジェクトの活動内容に少なからず関係する問題であり、今後の本邦研修においても扱う意義のあるテーマといえよう。

最後に、本研修で講師やモデレーターを務めていただいた先生方、訪問を受け入れてい

²⁹ 本研修には、知財に関しては刑事事件のみ担当している裁判官も参加していた。

³⁰ 本研修の後,3月にバンダ・アチェで実施されたショートコース(短期間のセミナー)では,本研修に参加したアイナル・マーディア氏が著作権法の講師を担当されたそうである。

ただいた各機関の担当者の方々、研修監理員を務めていただいた呼子紀子氏及びクスワン・ ワヒュウ・ムリアント氏、その他本研修に御協力いただいた関係者の皆様方に、心よりお 礼を申し上げたい。

インドネシア法整備支援第13回本邦研修 研修参加者名簿

	パンパン・ヘリー・ムルヨノ				
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				
1	Mr. Bambang Hery Mulyono				
	司法研修所教育研修部長				
	パハラ・シマンジュンタク				
2	Mr. Pahala Simanjuntak				
	司法研修所教官,高等裁判所判事				
	エリタ・ラス・ギンティン				
3	Ms. Elyta Ras Ginting				
	司法研修所教官,高等裁判所判事				
	マルスーディン・ナインゴラン				
4	Mr. Marsudin Nainggolan				
	法務司法研究開発所研究員,高等裁判所判事				
	ニルワナ・ディルハムザ・パナンラン				
5	Ms. Nirwana Dirhamzah Pananrang				
	マカッサル高等裁判所判事				
	アイナル・マーディア				
6	Ms. Ainal Mardhiah				
	バンダアチェ地方裁判所長				
	アルベルトゥス・ウサダ				
7	Mr. Albertus Usada				
	中央ジャワ高等裁判所長				
	カーミン・トハリ				
8	Mr. Khamim Thohari				
	ジャヤプラ地方裁判所長				
	ファーレン・マルパウン				
9	Mr. Fahren Marpaung				
	メダン地方裁判所判事				
	アグン・スヘンドロ				
10	Mr. Agung Suhendro				
	中央ジャカルタ地方裁判所判事				
	イ・マデ・スバギア・アスタワ				
11	Mr. I Made Subagia Astawa				
	スラバヤ地方裁判所判事				
	バンバン・ヌルチャヨノ				
12	Mr. Bambang Nurcahyono				
	マカッサル地方裁判所判事				
	トゥティ・ハルヤティ・アブドゥシャマッド				
13	Ms. Tuty Haryati Abdushamad				
	中央ジャカルタ地方裁判所判事				
	アンドレアス・プルワンティオ・スティアディ				
14	Mr. Andreas Purwantyo Setiadi				
	スマラン地方裁判所副所長				
	スリティ・ヘスティ・アスティティ				
15	Ms. Sriti Hesti Astiti				
'3	判事. 最高裁判所副長官補佐				
	T) 尹,取问然刊们则 灭 后?附佐				

インドネシア法整備支援第13回本邦研修日程表

【担当教官:下道良太 担当専門官:今村佳織】

月日	曜					
1 / 26	日			入国		
1		10:00	12:0	0	14:00 14:30 15:00	17:00
/	月	JICAブリーフィング			ICDオリエンテーション【講義】日本の知的財産制度の概要	
27			JICA東京(TIC	+	TIC 国際協力部·下道教官	TIC
1		10:00	12:3	0	14:00	17:00
/	火	【発表・意見交換】インドネシアにおける著作権関連事件の状況			【発表・意見交換】インドネシアにおける先例拘束性について	
28	-	研修参加者, 東京大学・玉井克哉教授(モデレーター)	TI	+	研修参加者, 玉井教授(モデレーター)	TIC
29		10:00 【訪問】日本音楽著作権協会(JASRAC)	12:3	0	14:30 [訪問]経済産業省	16:30
1		10:00	12:0		14:00	17:00
	木	【講義】著作権法の概要		法務総合研究所長主催	【講義】著作権法の概要	
30		桜坂法律事務所・林いづみ弁護士	法務省赤れんが村	意見交換会	林弁護士	赤れんが棟
1		9:30	11:3	0	13:45	16:30
	金	【意見交換】商標法の論点			【訪問】東京地方裁判所	
31		研修参加者,長期派遣専門家,国際協力部教官	TI			
2 / 2	日					
2		10:00	12:3	o l	14:00	17:00
	月	【講義】著作権法の論点			【講義・意見交換】著作権法の講義の準備・手法	
3		慶應義塾大学大学院・小泉直樹教授	ТІ		小泉教授	TIC
2	-	10:00	12:3	D	14:00	17:00
	火	【講義】日本の裁判における先例の意義			【発表・意見交換】研修の振り返り等	
4		国際協力部・下道教官	TI		研修参加者,長期派遣専門家,国際協力部教官	TIC
2		10:00	12:3	0	14:00	17:00
	水	【講義】商標法の概要			【講義】商標法の概要	
5		ユアサハラ法律特許事務所・飯村敏明弁護士	TI		飯村弁護士	TIC
2		10:00	12:0	0	14:00	17:00
/	木	【訪問】警視庁			【講義】日本の著作権関連事件の主要な判例・裁判例について	
6					知的財産高等裁判所·國分隆文判事	赤れんが棟
2		9:30 11:15		0		
/	金	総括質疑·意見交換·評価会	修了式			
7		тіс	TI			
2 / 8	±			出国		